

富田林市手話施策推進方針

令和元年 8 月

富田林市は、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の輪を広げ、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる社会を実現するため、富田林市手話言語条例（平成 30 年富田林市条例第 34 号。以下、「条例」という。）第 7 条に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を次のとおり定めます。

施策の推進にあたっては、当事者団体や富田林市障害者施策推進協議会など関係機関との連携を図ります。

1. 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策（条例第 7 条第 1 項第 1 号）

ひとりでも多くの人々が手話に関心を持ち、手話に親しみ、手話で挨拶のような簡単な会話ができ、さらにろう者と交流することで、手話やろう者に対する理解を深めることができます。

そのため、広報誌、出前講座、体験学習のような市民が気軽に手話に触れ、手話を学ぶ機会を提供するなど、手話の普及・啓発を行います。

【予定施策】

- ・手話を学ぶ機会としての出前講座の実施
市民への手話の普及と理解を深める機会として、手話に関する出前講座を実施します。
- ・広報誌で手話の知識や簡単な手話についての連載の実施
市民への手話の普及の一環として、広報誌で簡単な手話についての連載を実施します。
- ・チラシ・ポスターの作成
市民への手話普及の一環として、啓発用チラシ・ポスターを作成します。

【検討施策】

- ・手話コーナーの設置
市主催のイベント開催時に手話コーナーを設置し、手話に触れる機会の提供を検討します。
- ・市民が手話に親しむことができる手話講座等の実施
手話に興味をもつきっかけづくりとして、市民向けの手話体験教室の実施を検討します。

- ・学校等における手話についての学習機会の提供
市内の小中学校等の児童・生徒に対して、福祉教育の一環である手話に関する体験学習機会の提供を検討します。
- ・教職員への手話理解を深める取り組み
教育現場における手話の普及を図るため、教職員に対して手話に関する研修等の実施を検討します。
- ・市職員に対する手話講座の実施
窓口における手話によるコミュニケーションを推進するための意識啓発を行い、手話で対応できる基盤づくりのため市職員に対する手話講座の実施を検討します。

2. 手話による情報発信及び情報取得に関する施策（条例第7条第1項第2号）

ろう者が日常生活や社会生活のなかで手話による必要な情報を取得することができるよう、手話通訳者の派遣や手話での情報の提供を行います。

【既存施策】

- ・イベントや講演会での手話通訳
市が主催するイベントや講演会、講座や説明会などに手話通訳者を派遣し、情報保障の充実を図ります。

【検討施策】

- ・行政情報を発信する際の手話での情報提供
市が情報を発信する場合に手話通訳を入れ、情報取得しやすい環境の充実を図るよう検討します。

3. 手話による意思疎通の支援に関する施策（条例第7条第1項第3号）

手話によるコミュニケーションが確保されることによって、ろう者の日常生活や社会生活において安心感につながることから、手話通訳者の養成や手話通訳者の技術向上への取り組みを図り、円滑な意思疎通支援を行います。

【既存施策】

- ・手話通訳者の派遣
ろう者の社会参加を促進するため、手話通訳者を積極的に派遣しています。
- ・手話奉仕員養成講座の実施

社会生活の中で手話によるコミュニケーションが推進されるよう、手話奉仕員養成講座を実施しています。

- 手話通訳者の技術向上を目的とした研修会の実施
ろう者が社会生活を営むのに欠かせない情報取得の充実を図るため、意思疎通支援者である手話通訳者の技術向上を目指した研修会を実施しています。
- 市役所窓口への手話通訳者の設置
市役所窓口到手話通訳士等の資格をもった正規職員の複数設置を継続していきます。

【検討施策】

- 手話ステップアップ講座の実施
市民が手話を引き続き学べる場として、手話奉仕員養成講座修了者レベルの人を対象にステップアップ講座の実施を検討します。
- 手話通訳者に対する処遇改善
意思疎通支援者である手話通訳者の、処遇改善に向けての取り組みを検討します。